標柱七号から一七三度五九分〇六秒　八号
一〇九・五八〇メートルの地点
標柱八号から一二七度二七分四四秒　九号
五二・一九四メートルの地点
標柱九号から一一七度四七分二六秒　十号
九四・一六九メートルの地点
標柱十号から六八度四七分二八秒　十一号
四八・五四五メートルの地点
標柱十一号から五一度五八分四二秒　十二号
六九・四五二メートルの地点
標柱十二号から五二度一三分三五秒　十三号
三五〇・二六二メートルの地点
標柱十三号から一〇三度五九分五八秒　十四号
一七七・二二九メートルの地点
標柱十四号から一三二度四一分三〇秒　十五号
一六九・二五二メートルの地点
標柱十五号から一一八度五九分一八秒　十六号
二一四・七一二メートルの地点
標柱十六号から一五〇度二〇分三五秒　十七号
一九〇・七七〇メートルの地点
標柱十七号から二二九度四〇分五九秒　十八号
四三三・七五一メートルの地点
標柱十八号から二八九度〇〇分〇八秒　十九号
一三八・三八二メートルの地点
標柱十九号から二八〇度〇二分三七秒　二十号
一三四・三一五メートルの地点
標柱二十号から二五五度〇八分五二秒　二十一号
七二・六〇二メートルの地点
標柱二十一号から二二六度〇五分五五秒　二十二号
八八・七二二メートルの地点
標柱二十二号から二六八度〇七分四〇秒　二十三号
二三八・六七五メートルの地点
標柱二十三号から二五一度三九分二八秒　二十四号
九一・八四五メートルの地点
標柱二十四号から二八四度一八分三五秒　二十五号
一三〇・一〇三メートルの地点
標柱二十五号から二六六度四八分一六秒　二十六号
二九三・三〇七メートルの地点
標柱二十六号から三一二度三二分二〇秒　二十七号
一一七・九三八メートルの地点
標柱二十七号から三二五度五二分一八秒　二十八号
二七五・七七七メートルの地点
標柱二十八号から三五七度四八分四六秒　二十九号
五二・四〇一メートルの地点

○国土交通省告示第四百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

釈形川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を昭和二十六年建設省告示第七百五十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市黒木町笠原

字船作　八四七二番　一号
八四七三番　二号
字上合志木　八五〇五番五　三号
八五〇六番　八号及び九号

八五三四番　十一号
八五三九番一　十二号

字合志木

八六〇八番一　四号
八六〇三番　五号及び六号

八五九五番　七号
八五六三番一　十号
八五五六番一　十三号から十五号までで、二十一号
八五六八番三　十六号
八五九三番一　十七号
八五九七番地先道路敷　十八号
八六〇二番地先道路敷　十九号及び二十号

字釈形

八六一〇番一〇地先道路敷　二十一号
八六一〇番一地先道路敷　二十二号
八六一〇番八地先道路敷　二十三号

八六一〇番七　二十四号
八六一〇番六　二十五号
八七二六番　二十六号及び二十七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

左手上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を昭和二十六年建設省告示第七百五十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市黒木町笠原

字左手上　八〇四〇番一　一号
一二五二七番　二号
八一四〇番　三号
八一四四番一　四号
八一四六番一　五号
八一〇七番二　六号
八一二六番　七号
八一二五番　八号
八〇五一番三　九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ロクシ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を昭和二十六年建設省告示第七百五十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市黒木町笠原

字釈形　八七一九番二　一号
八六九二番一　二号
八六四五番一　三号及び四号

八六四三番三地先水路敷　五号及び六号
八六四三番二地先道路敷　七号
八六四三番一　八号
八六五六番三　二十五号

八六五四番　二十六号及び二十七号

八六四八番　二十八号及び二十九号

八六八九番　三十号から三十二号まで
八六九四番　三十三号
八七一四番二　三十四号
八七一四番四　三十五号

字池ノ久保

八九八七番二　九号及び十号
八九九〇番一　十一号及び十二号
八九八三番二　十三号から十五号までで

八九八二番　十六号から二十号まで、二十三号及び二十四号

八九八六番一地先水路敷　二十一号
八九八六番一　二十二号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大倉谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市立花町北山

字郷頭　四四七八番二　一号から五号まで
四四七八番　六号
四四七一番二　七号から十号まで
四四三一番四　十一号から十三号まで

○海難審判所告示第一号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十六年四月八日

門司地方海難審判所理事官　廣畠　貫治

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

宮崎県　乗峯　友和　昭和五十一年八月十三日生

免許証の種類及び番号　小型船舶操縦免許証　第〇二〇〇九〇〇一四四九〇号

免許証の交付年月日　平成二十一年五月一日